

令和6年2月定例会 総務委員会（事前）

令和6年2月9日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

昨日開会された議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、当委員会に係る議案第61号、令和5年度徳島県一般会計補正予算（第8号）については、本日の委員会で十分審議の上、2月15日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料、説明資料（その2）、資料1）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計予算
- 議案第49号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 議案第61号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

松林警察本部長

まず、冒頭、発災から1か月余りが経過しましたが、能登半島地震において亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞い申し上げます。

県警察では、1月1日の発災直後、全職員に対し有事に備えるよう一斉指示するとともに、石川県公安委員会からの援助要請を受けまして、被災地へ応援部隊を派遣し、被災者の捜索、避難所における相談受理や防犯指導等を行ったところであります。引き続き、被災地における安全安心確保のため、県警察として最大限の支援を行ってまいります。

それでは、本県の治安情勢と令和6年の県警察の主要施策について御報告いたします。

令和5年の刑法犯認知件数は2,673件と、前年と比較して18.5%の増加となったほか、特殊詐欺の被害額が過去10年で最多となるなど、治安情勢は引き続き、予断を許さない状

況にあります。

さらには、高齢者等が当事者となる交通死亡事故の対策やサイバー犯罪への対処など、治安上の課題は山積しております。

こうした治安情勢等を踏まえ、県警察では、本年の運営指針を安全安心を誇れる徳島県の実現と定め、各種施策を推進してまいります。

それでは、主要施策の5項目について御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

良好な治安の確保は、警察の活動のみで達せられるものではなく、防犯ボランティア団体によるパトロールや登下校の見守り活動など、地域住民の方々の御協力が必要不可欠であります。

県警察においては、引き続き、関係機関・団体と連携したパトロールをはじめ、SNS等を活用した情報発信活動等、治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策はもとより、防犯カメラ設置の働き掛けなど、犯罪の起きにくい社会づくりも推進してまいります。

また、ストーカーやDV、児童虐待等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案につきましては、重大事案に発展する可能性が高いことから、認知から継続して状況を注視しなければなりません。

そこで、新たな取組として、本年夏には藍住町役場の敷地内に大型交番を新設することとしており、これにより地域警察官の活動が強化されるほか、人身安全関連事案についても24時間体制の下、ワンストップによる関係機関との連携など、より適切な対応に資するものと考えております。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

昨年殺人や強盗などの重要犯罪は、認知件数は36件、検挙件数は25件、検挙率は約70%であり、特に不同意わいせつ罪の認知件数が大幅に増加したところであります。

これら重要犯罪については、地域住民の不安を招くものであることから、発生の際は捜査員の集中投入のほか、防犯カメラの映像捜査等を徹底し、早期検挙に努めるとともに、発生や検挙等の情報についてもタイムリーに発信してまいります。

不同意わいせつ罪等の性犯罪については、国民の意識変化等を踏まえ、昨年、刑法等が改正、施行されたところであり、県警察では、法改正の趣旨にのっとり、引き続き、適切な捜査に努めてまいります。

次に、高齢者を中心として幅広い年齢層で被害が広がっている特殊詐欺事件は、被害件数が72件と一昨年に比べてほぼ倍増、被害総額につきましても約4億5,217万円と約6倍増加しており、厳しい情勢にあると認識しております。

これら犯行は全国を舞台として敢行されておりますが、その犯行拠点は首都圏をはじめ大都府県に集中していることを踏まえ、今春から連合捜査班を立ち上げ、東京都、大阪府、福岡県等に全国から捜査員を集めて集中運用することとしております。

特殊詐欺対策は、全国警察を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、捜査活動の強化はもとより、これまで進めてきた未然防止のための啓発活動や金融機関等と連携した対策など、検挙と抑止の両面で対策に努めてまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止です。

昨年中の交通事故死者数は28人と、一昨年に比べ5人増加しております。昨年発生した

死亡事故の特徴としては、死者に占める高齢者の割合が高いこと、夜間歩行者の事故が多いことなどが挙げられます。

また、本年は年初から高齢者等が当事者となる交通死亡事故が相次いで発生し、1月中に6人の方が亡くなるという事態を受け、先般、知事と共同で交通死亡事故多発非常事態宣言を発信し、県民の皆様に強力な注意喚起を図りました。

交通安全対策は、職域、学校、家庭等における啓発により、県民一人一人の交通安全意識の醸成を継続して図ることが何よりも重要であります。したがって、引き続き、県・市町村の行政機関や関係団体との連携により、諸対策を進めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処です。

令和6年能登半島地震への対応については、震災発生後、県警察から被災地へ、現在派遣中の部隊を含め5回延べ61人を派遣したところであり、引き続き、最大限の支援に努めてまいります。

また、県警察では、被災地の最前線において活動した経験を踏まえ、南海トラフ巨大地震はもとより、いかなる自然災害にも的確に対処できるよう、装備、機材の準備や自治体との訓練を継続し、対処能力の向上に努めてまいります。

第5は、組織基盤の強化です。

近年における治安情勢は、人口減少や少子高齢化、情報通信技術の目覚ましい発展とサイバー空間の拡大、さらには自然災害の激甚化、頻発化等により、過去に例のない著しい変化の最中にあります。

県警察といたしましては、直面する諸課題に的確に対処するため、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を進めてまいります。

特に、来年度予算においては、将来の治安情勢や人口推移等を踏まえ、徳島板野警察署の機能強化や更なる行政サービスの向上に資する予算を盛り込んでいるところであります。

以上、本県の治安情勢と本年の主要施策について御説明いたしました。

委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

桑田警務部長

私からは、総務委員会説明資料中の令和6年度当初予算案、その他議案の条例案及び総務委員会説明資料（その2）中の令和5年度補正予算案について御説明いたします。

まず、総務委員会説明資料の6ページを御覧ください。

令和6年度一般会計予算案について御説明いたします。

警察本部の令和6年度当初予算額は224億6,138万6,000円で、前年度当初予算額と比較して10億751万2,000円、率にして4.7%の増額となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

なお、前年度当初予算が骨格予算として編成されておりますことから、前年度6月補正後との比較につきましては資料1を御覧ください。

前年度6月補正後の予算額との比較につきましては、資料1のとおり、6億6,974万9,000円、率にして3.1%の増額となっております。

次に、総務委員会説明資料にお戻りいただき、7ページを御覧ください。

先ほど説明しました当初予算案について、主要事項ごとに御説明いたします。

なお、主要事項説明の表につきましては、令和5年6月補正予算の計上があった場合については、B欄の前年度当初予算額の欄の下段に括弧書きで6月補正後予算額を記載しております。

まず、計画調査費の地方創生の深化のための支援費につきましては、今年度予算の計上はありません。

次に、公安委員会費として1,210万6,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、公安委員3名の報酬598万6,000円、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費612万円を計上しております。

次に、警察本部費として182億1,064万4,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、警察職員の給与170億5,608万7,000円のほか、警察施設の光熱水費や維持管理に要する経費として、県内の治安の要所として重要性を増す、徳島板野警察署へのリソースの重点化と遺失物業務などの行政機能を集約するための新たな業務集約施設を整備する経費を含む11億5,433万6,000円を計上しております。

次に、警察施設費として10億6,190万9,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、交番、駐在所等整備事業費として、徳島県警察・地域警察再編計画の推進に伴う交番、駐在所の新設や施設の延命化に向けたリフォームなどに要する経費2億3,616万8,000円、警察署整備事業費として、阿波吉野川警察署の建て替えに向けた調査や警察施設の長寿命化などに要する経費8億2,574万1,000円をそれぞれ計上しております。

次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費6億6,130万1,000円を計上しています。

次に、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費420万2,000円を計上しております。

続きまして、8ページを御覧ください。

警察活動費として25億1,122万4,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、警察装備費として警察装備の整備及び運営に要する経費3億4,481万9,000円、一般警察活動費として交番、駐在所の地域活動等に要する経費4億4,245万6,000円、刑事警察費としてサイバー空間の安全確保と先端技術導入による警察力の強化に向けた経費を含む、犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費3億4,401万6,000円、交通指導取締費として交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費2億4,108万9,000円、交通安全施設整備事業費では、国補対象事業として信号機の高度化等に要する経費2億5,616万5,000円、県単独事業として信号機の整備、標識・標示の更新等に要する経費4億9,353万4,000円、維持補修費として交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費3億7,748万3,000円、合計11億2,718万2,000円を計上しています。

最後に、道路交通情報提供費として道路交通情報を提供する業務の委託経費1,166万2,000円を計上しております。

続きまして、9ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

まず、自動音声・通話録音システム機器賃貸借契約については、県民サービスの向上、職員の働き方改革の推進のため、警察本部及び県下の10警察署に自動音声・通話録音システムを導入するための令和7年度から令和13年度までの経費5,713万5,000円。

次に、警察署整備事業工事請負等契約については、徳島県運転免許センターの受変電設備の改修工事に係る令和7年度分の経費1億4,682万9,000円。

次に、指紋情報管理システム電子計算機等賃貸借契約については、現行のシステムを更新して、令和7年度から新システムの運用を開始することとしており、令和7年度から令和12年度までの経費3億9,509万円。

次に、スマートフォン解析システム機器賃貸借契約については、サイバー空間への対処能力の向上に向け、スマートフォン解析システムを増強するための令和7年度から令和11年度までの経費4,373万円。

最後に、交通管制システム上位装置電子計算機等賃貸借契約については、現行のシステム及び装置を更新するための令和7年度から令和11年度までの経費2億1,322万6,000円について、それぞれ債務負担行為の議決をお願いするものであります。

続きまして、10ページを御覧ください。

その他議案の条例案について御説明します。

その他議案の徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましては、警備業法等の一部が改正されたことに伴い、各種認定証の再交付等に係る手数料を廃止するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、手数料の額を改めるというものでございます。

具体的な内容につきましては、（イ）の改正の概要のとおり、廃止するのは、警備業法の規定に基づく認定証の再交付及び書換え手数料、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく認定証の再交付及び書換え手数料、探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく届出証明書の交付及び再交付手数料となっており、手数料額を改めるものは、銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく猟銃の技能講習に係る手数料であります。

なお、本条例につきましては、令和6年4月1日の施行を予定しております。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）を御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算案について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

歳入歳出予算総括表であります。総額で1,416万1,000円の増額補正をお願いしております。

次に、4ページを御覧ください。

補正予算に係る事業について御説明します。

資料の下から2番目に記載してあります警察活動費として1,416万1,000円の増額補正をお願いしております。

この経費につきましては、令和6年能登半島地震への救援対策に係る警察災害派遣隊用の関係装備品の整備を行う経費を計上しているものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

繰越明許費について御説明いたします。

繰り越す事業は、ただいま説明いたしました補正予算に係る事業であり、計画に関する諸条件により、全額を来年度に繰り越すものであります。

以上、令和6年度一般会計当初予算案等について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

平岡首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について御報告いたします。

総務委員会説明資料の12ページを御覧ください。

交通事故が3件です。

1件目は、徳島中央警察署員の運転する捜査用車両がコンビニエンスストア駐車場において後退した際、相手方が乗車する駐車車両に衝突した人身事故で、賠償金額78万189円で和解いたしました。

2件目は、徳島名西警察署員の運転する交通事故処理車両が市道において後退した際、民家のポールに衝突し、同ポールが損傷した事故で、賠償金額6万500円で和解いたしました。

3件目は、徳島板野警察署員の運転する公用二輪車両が店舗駐車場の車輪止めに乗り上げ、車輪止めの反射板を破損した事故で、賠償金額1万2,100円で和解いたしました。

次に、総務委員会説明資料の13ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故が2件です。

1件目は、徳島中央警察署員が職務質問中、相手方車両の後部席ドアを開けようとした際、ドアノブを破損したもので、賠償金額6,105円で和解いたしました。

2件目は、阿南警察署員が一般家屋において、捜査第一課主催の捜査訓練に参加中、使用した水性ペンから漏れたインクでソファを汚損したもので、賠償金額7万2,000円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

眞貝委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

元日にあのようなことになると警察の方は大変なんだなと思います。

関西広域連合でも、能登半島地震に対して大阪府、堺市、大阪市と徳島県で対応することになっております。そんな感じで皆さんが現地に行っているのかなと思います、まずはお礼を申し上げます。

被災地への警察官の災害派遣状況についてであります。

大きな災害が起きた場合、どうしても救出救助活動や震災に便乗した犯罪への警戒が必要です。警察活動は欠かせません。被災地で不安な生活を強いられている方々にとっては、警察官の皆さんの活動が心の支えになると思います。

先ほど、本部長から御報告がありました。災害現場での派遣状況について活動内容や感想を少し教えていただけたらいいなと思います。

平松警備課長

派遣状況についてであります。

県警察では、能登半島地震の発生直後の1月4日から、これまでに広域緊急援助隊警備部隊が24名、同じく交通部隊が6名、広域警察航空隊が4名、緊急災害警備隊が24名、特別生活安全部隊が3名の計5部隊、延べ61名を派遣したところであります。

各部隊の活動内容につきましては、広域緊急援助隊警備部隊は安否不明者の捜索、救出救助、同じく交通部隊は一般車両の通行規制、広域警察航空隊はヘリコプターによる上空からの被災情報の収集、緊急災害警備隊は安否不明者の捜索と遺体安置所の警戒、特別生活安全部隊は避難所における相談受理や防犯指導等に従事したところであります。

派遣された部隊員からは、現地の感想につきまして、道路が陥没するなどの影響で車両での移動に難渋した、そして、雪の降る中での勤務は、正に寒さとの闘いだっただけの報告を受けたところであります。

眞貝委員長

小休します。（11時00分）

眞貝委員長

再開します。（11時00分）

岡本委員

さっきの御説明の予算なんです。1,416万円を災害派遣部隊用装備品として説明がありました。派遣された職員の意見を踏まえたものだと思いますけれども、具体的に内容について教えてください。

平松警備課長

先ほど警務部長から説明のありました能登半島地震救援対策費ですけれども、今回派遣された広域緊急援助隊警備部隊員からの報告では、派遣中は緑地公園での野営をしながらの活動でありましたが、持参した装備品のうち、テントにつきましては老朽化が著しく、寝袋につきましては寒さに耐えられるものではなかった。それからライフラインの途絶により、トイレの確保が困難だったという意見が上がったところであります。

そこで、そのような意見を踏まえまして、今後も部隊派遣が見込まれる被災地での警備活動を円滑に行うため、活動拠点用のエアータント2張、寒冷地対応の寝袋50個、非常用トイレ5セットの購入に要する経費をお願いしているものであります。

岡本委員

議決は速やかにはと思いますが、しっかりこちらの対応もお願いしたいなと思います。

それから、能登半島地震は特定非常災害に指定されていまして、新聞によると県警察が免許証の再交付の手数料うんぬんとあります。私もいろいろなことを聞いていまして、やっぱり現地に行ってみないと分からないことがいっぱいあるんです。

そのことを受けて、県警察も対応をしていただいているのですが、特定非常災害の指定を受けて県警察は、どのような関係手数料を免除する予定ですか。

日下警務部参事官兼会計課長

特定非常災害指定を受けて、被災者の方にどのような手数料の免除をしているのかとの御質問でございます。

県警察におきましては、本年1月11日に、政府が、いわゆる特定非常災害特別措置法等の規定に基づきまして、令和6年能登半島地震を特定非常災害に指定したことから、翌1月12日より、徳島県警察関係手数料条例第5条の手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは減免することができるとの規定を適用いたしまして、警察関係手数料の免除措置を講じております。

具体的に申しますと、令和6年能登半島地震で被災された方から申請を受けました運転免許証の再交付手数料、銃砲等の所持許可証の書換えや再交付手数料など6項目の手数料を免除します。

なお、県警察では、特定非常災害指定前に被災された2名の方から、運転免許証の再交付申請を受付しておりましたが、手数料の免除措置は1月1日の発災日に遡及して適用されることから、免除措置施行後、速やかに申請された方と連絡を取りまして、徴収した手数料を返還しております。

岡本委員

適切な対応をされていると思っています。まだまだこれからいっぱい出てくると思うので、被災者に寄り添った対応をお願いできたらと思います。

今、大変な状況で能登半島に行かれていますわけですが、それで、南海トラフ巨大地震にすぐさま対応ができると思いますので、しっかり現地で頑張ってください、警察がこんなことをやってくれた、警察はこうあるべきだということをお互いに考えながら活動してほしいなと思います。よろしく申し上げます。

井川委員

まずもって能登半島地震の派遣について、お寒い中頑張ってください御苦労様です。

これまで県警察においては、警察署の統合や交番、駐在所の再編整備、阿波や阿南の免許センターの設置など、業務の合理化や県民の利便性を向上させるための取組を行ってきた点については、高く評価しているところでございます。

こうしたところ、今回の当初予算では、リソースの重点化と業務集約による警察力強化事業として約3,600万円を計上し、徳島板野警察署に行政機能を集約するための施設を整備するとのことでございます。

本事業は、業務集約施設の整備と遺失物センターの開設ということであります。こういった事業を進めようとしているのかお知らせいただきたいと思えます。

前川警務部参事官兼総務企画課長

本事業についての御質問でございます。

委員お話しのとおり、県警察におきましては、これまでも変化する治安情勢への的確な対応や将来にわたる持続可能な住民サービスの提供といった観点などから、警察署の統合や交番、駐在所の再編、運転免許行政の集約などの人的リソースや業務の集約に係る取組を進めてきたところでございます。

本事業では、今後直面する人口減少や偏在化、それによる治安情勢の変化等を見据えまして、徳島板野警察署へのリソースの重点化を図りますとともに、更なる業務集約による合理化、効率化と県民の利便性の向上を実現しようとするものでございます。

具体的には、同署に隣接する民間施設の土地を借り上げ、建物を購入の上、警察署や警察本部機能の一部の設置、仮称でございますが、遺失物センターの設置による遺失拾得業務の集約など、行政手続の段階的な集約を進めていこうとするものでございます。

井川委員

遺失物センターなどを設置するというところでございますが、設置場所について、中央署ができたばかりで新しくてきれいし、中央署管轄のほうがはるかに人口も多いし、どうして板野なのかということをお教えいただきたい。

前川警務部参事官兼総務企画課長

なぜ徳島板野警察署に集約を図るのかという御質問でございます。

委員御指摘のとおり、徳島中央警察署は、管内における事件事故の発生が県下の約3割を占めるなど、正しく本県におけるセンター警察署といたしまして、県議会の御理解も頂きながら、県下最大規模の警察署を整備の上、多くの署員の配置や本部機能の設置をしているところでございます。

一方、徳島板野警察署の事件事故の発生件数は、県下の約2割を占めていることに加え、近年大型店舗等の出店が見られるなどしており、これに関連する取扱件数の増加、一例を申し上げますと拾得物の取扱いの顕著な増加なども見られているところでございます。

また、同署管内には、県下の警察署で最多となっている4か所のインターチェンジと唯一の空港を有しており、本県における陸空の玄関口を管轄する警察署であり、要人警護等の警察活動上でも重要な拠点署となっております。

さらに、人口推計を見ても、今後人口割合が増加すると見込まれる地域を管轄しており、治安上の重要性はより大きくなるものと見ております。

このような現状、さらには将来も俯瞰した治安、地域情勢を踏まえ、徳島板野警察署を県北エリアの拠点署としてリソースを重点配置した上、業務集約を実施しようとするものでございます。

井川委員

新設拠点となる遺失物センターでは、どのような業務を取り扱うのでしょうか。そして、現在の遺失物業務にどのような課題があって、そういう形になっていくのか、今後どうする予定なのか教えていただきたいと思います。

日下警務部参事官兼会計課長

遺失物センターの業務と現状の課題についての御質問でございます。

県下におけます拾得物の取扱状況につきましては、大型店舗等の出店等の影響で大幅な増加傾向にございまして、平成25年と比較いたしますと、県下全体で約1.5倍、徳島板野警察署につきましては約2倍に増加しているところでございます。

これにより、現在では、遺失物でありますとか拾得物の問合せ対応や各種照会などの業務量の増加、拾得物の保管スペースの狭隘化^{あひ}なども課題となってきており、担当者の増員などにより対応してきたところでありますけど、この度、業務の在り方を抜本的に見直しまして、遺失物センターを設置し、業務の合理化、効率化と適正かつ迅速な行政サービスの提供を図ることとしたものでございます。

遺失物センターにおけます業務の具体的な内容につきましては、電話による遺失物、拾得物に関する問合せの受理を一元的に行うコールセンター業務、拾得物が県の所有となった県帰属物品売却手続の一括処理といった業務内容を想定しているところでございます。

井川委員

コールセンターができたり、拾得物品の売却手続をするということではありますが、業務が集約されることで、これが県民の利便性にどのようにつながるのか、今のところイメージが湧きにくいところであります。

より良い職場環境を目指すことは賛成でございます。一方で県民サービスが低下しては元も子もございませんので、本事業を進めることで県民サービスへの影響はないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

前川警務部参事官兼総務企画課長

本事業が県民の利便性向上にどのようにつながっていくのかという趣旨の御質問でございます。

先ほど答弁いたしました遺失拾得業務で申しますと、これまで各警察署単位で処理していた問合せなどの事務を集約することにより、問合せ先の一元化、多くの専従員によるスケールメリットを生かした迅速で質の高い対応といった県民サービスの向上が図られるものと考えております。

また、業務集約の副次的な効果といたしまして、若手職員の早期育成やワーク・ライフ・バランスの一層の推進等も期待できるところでございます。さらに、集約によって生じる人的リソース等を街頭活動や捜査活動に割り当てることにより、治安維持機能の強化にも資するものと考えております。

いずれにいたしましても、本事業の実施により県民サービスの向上や治安維持活動の強化が図られるよう配意してまいります。

井川委員

警察機能の更なる充実や強化事業に取り組んでいる様子が十分に分かります。

社会が大きく変化する中で、引き続き、警察力が最大限に発揮できる組織づくりに取り組んでいただきたいと思います。

先ほども申しましたが、県民への行政サービスが低下するようであれば意味がないことですので、そのあたりを十分に注意しながら各種取組を進めていただきたいと思います。

扶川委員

今、能登半島地震の話が出ましたのでそれから。

被災地でデマが流されたり、それから窃盗が行われたり、本当に卑劣で見る度に腹が立つ気がします。窃盗犯はとにかくしっかり取り締まるしかないでしょうけれども、デマについては法律上、あるいは制度上、どういう違反になって、どういう取締りができるのか、教えていただきたい。

前川警務部参事官兼総務企画課長

災害時における虚偽の投稿、いわゆるデマ投稿等につきましては、救命救助活動の妨げとなったり、社会的に混乱を招くおそれがあるだけではなく、内容によっては犯罪を構成する場合もあるところでございます。

他県におきましては、発生の際、動物園からライオンが放たれたなどと虚偽の投稿を行った者を偽計業務妨害で検挙した事例があると承知しているところでございます。

扶川委員

偽計業務妨害ですね。厳しい対応をしないと、来るべき南海地震の中でもこのようなことが起こったら大変ですから、早いうちに県民にきちんと警告を与えるとともに、デマが流れたときの対応も考えておく必要があると思います。

聞くところによりますと、サイバー空間の対策強化でありますとか、AIの導入であるとか、スマートフォンの解析機器とかもありました。いろんな最新の技術が導入されると思うのですが、今後、どのような対応が考えられますか。

前川警務部参事官兼総務企画課長

この度、予算要求をさせていただいておりますSNS連携緊急配信サービスというものがございます。

少し概要を御説明いたしますと、旧TwitterでありますX、Facebook、Instagramといった主要なSNSに投稿された文章であったり、写真、動画といった情報をAIにより分析いたしまして、例えば事件や事故、災害、薬物の売買等に関連する投稿をピックアップさせて表示させるものであります。

地域性等も分析の対象としておりまして、例えば徳島県内で発生したと思われる事件や

事故等の情報について絞り込むこともできることになっております。

災害に関して申し上げますと、例えば災害現場からの救助要請等の投稿についても検出することが可能となっております、こういったサービス、先端技術を有効に活用してまいりたいと思っております。

扶川委員

それが実際に起こったのであれば、素早く現場に駆け付けるというふうに活用することです。是非推進していただきたいのですが、逆にデマだった場合にはその発信源を特定したりして、先ほど偽計業務妨害とありましたが、そういう検挙につながるものなのですか。

前川警務部参事官兼総務企画課長

現在想定しているサービスにつきましては、先ほど申し上げましたように災害に関連する救助要請等の投稿について検出することは可能でありますけれども、当該投稿が虚偽であるかどうかを判定するといった機能までは備わっていないものと承知しております。

一方で、こうした技術は、ユーザー側の意見や要望を踏まえて日々アップデートされていくものでありますことから、今後、必要に応じまして業者に対して警察が必要とする機能の追加であったり改善の要望を行うなど、官民連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こうした悪質な虚偽投稿に対しては、法と証拠に照らし、厳正に対処したいと考えております。

扶川委員

おっしゃっていただいたとおり、是非、事業者等と連携してこういうデマに対する取締りができるような体制を早急に整えていただきたいということを要望しておきます。

それと私から緊急なんでお尋ねしておきたいことがございます。

例の刑事告発を職員が受けた事件でありまして、今回、2019年の県主催のイベントで200万円の契約を交わしたけれども、支払ができなかったので別の業者と架空の契約を交わしたということで虚偽有印公文書作成・同行使の疑いで刑事告発されて、2月1日に県警が検察庁に送検したとのこと。これはもう報道されているので間違いない。この報道によると、今回の事案については、厳重処分の意見が付けられたということですが、そもそも厳重処分にはどのような意図、評価が含まれているのか教えてください。

高橋刑事部長

我々が犯罪を検察庁に送付あるいは送致するときの処分の意見であります。

委員のお話にありましたように、県の事務事業におきまして、男性職員が不適切な事務処理をしたということで、昨年8月に刑事告発を受けて捜査をしておるということでございます。個別の事件でありますし、今後、検察庁の捜査もありますので詳細について申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。

県警察としては必要な捜査を行って、虚偽有印公文書作成・同行使の事実で送付をした

ということであります。

処分の意見でありますけれども、犯罪捜査規範というものがあまして、これは国家公安委員会規則で、我々の犯罪捜査の手續であるとかそういうものを記載してありますが、その195条には、事件を送付又は送致するに当たっては、情状意見を付けて送致するということが書いてあります。

送付に当たっては、犯罪の動機であるとか、背景とか行為の悪質性、告発者の意見等を踏まえまして、その意見を付すものであります。今回はそういう状況を踏まえて、起訴が相当であるという意見を付して送付したというものであります。

ただし、起訴というのは検察官の独占的な専権事務でありまして、我々警察、捜査機関の意見に拘束されるものではないと考えられておりますので、これは我々捜査機関の意見として送付したというものであります。

扶川委員

おっしゃるとおり、検察に意見するかどうかとなるわけです。そこを動かすわけにはいかんわけですけど。

警察自身が起訴すべきだという意見を付すに至ったそれだけの事実が確認されたことは重いと思うんです。今後、別の部局で議論させていただきたいと思います。

それから、共犯関係ですけど、架空請求したということは、依頼先の藍産業振興協会から何らかの見積書や書類を作ってもらう必要がある。この協会も文書偽造などの法律に触れたのでないかと私は前に指摘したことがあるんですけども、この点について警察として送検しなかったというのは、何か理由があるのか教えてください。

高橋刑事部長

確か9月議会で委員からそういった質問があったと承知しております。

これも個別の事件であり、検察の捜査がありますので詳細は差し控えさせていただきたいと思いますが、一般論を踏まえまして、この告発事実を認定するに当たり、男性職員はもとより団体、また県の関係職員等々にも捜査を進めたところであります。

虚偽有印公文書作成罪というのは、犯罪の主体が公務員でなければ犯罪にならないというものです。仮に団体と県の職員がこの犯罪の主体となるためには共犯でなければならぬということで、我々はその共犯性も含めまして予断を排して捜査を進めたその結果、共犯と認定するような証拠は得られなかったということでありまして、適切に捜査したものと考えております。

扶川委員

共犯の証拠がなかったということで、それはそれで仕方がないことだと思いますが、協力させられたという側面もあると思いますが、それ以上言うつもりはありません。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。
以上で、公安委員会関係の調査を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。（11時28分）